

富里市環境美化推進協議会補助金交付要綱

(平成9年5月28日告示第32号)

改正 平成19年3月30日告示第111号 平成22年1月26日告示第11号
平成22年1月28日告示第15号 平成25年3月25日告示第53号
平成28年3月31日告示第95号 平成31年3月29日告示第104号
令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市は、富里市環境美化推進協議会（以下「協議会」という。）の健全な運営を促進することにより、自然の恵みを大切にし、清潔で緑豊かな町づくりを市民自らの手で積極的に推進するとともに、環境美化の精神を広く市民に普及するため、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、環境美化推進事業に要する経費で別表のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、400,000円以内とする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 予算書
- (2) 事業計画書

(実績報告)

第5条 規則第15条の規定により補助金の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 決算書
- (2) 事業報告書

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成9年度分の予算に係る補助金から適用する。

(富里町環境美化推進協議会補助金交付要綱の廃止)

2 富里町環境美化推進協議会補助金交付要綱(平成3年告示第34号)は廃止する。

(失効)

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成19年3月30日告示第111号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月28日告示第15号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第95号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第104号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費

区分	補助対象経費
会議費	消耗品費 通信運搬費 会議費
研修費	報酬費 研修費 消耗品費 使用料 教材費
事業費	報償費 消耗品費・燃料費・食糧費（当該団体の構成員は除く。）・印刷製本費・光熱水費 通信運搬費・手数料・保険料 委託料 使用料及び賃借料